

府政防第 1497 号  
消防災第 245 号  
健感発 1130 第 1 号  
令和 4 年 11 月 30 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長  
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 全数届出の見直しを踏まえた自宅療養者等の避難方法等について

災害発生時における自宅療養者の避難方法等については、これまで「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A（第 3 版）について」（令和 3 年 5 月 13 日付け府政防第 626 号・消防災第 58 号・健感発 0513 第 1 号・観産第 15 号）（以下、「Q & A（第 3 版）」とする。）等において、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携し、自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要である旨周知してきたところです。

今般、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和 4 年 9 月 12 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の医師の届出（発生届）の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など 4 類型（※）に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととしています。

このことを踏まえ、4 類型に該当しない自宅療養者を含め、災害時の対応・避難方法や本人への伝達方法等について、下記のとおり取りまとめましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※①65 歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦

## 記

### 1. 関係部局間での自宅療養者等に関する情報共有等について

#### (1) 自宅療養者

関係部局が連携し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことの重要性については従前のおりであるため、引き続き、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して自宅療養者に関する情報について適切に共有すること。

一方で、4類型に該当しない自宅療養者については、保健所に対し感染症法第12条の発生届が提出されなくなったが、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局等が連携して、予め自宅療養者の災害時の対応・避難方法等を決め、例えば、自宅療養者の災害時の対応に関する問い合わせ窓口（防災担当部局や保健福祉部局等）を自治体のホームページで公表するなど、広く周知を図るとともに、災害時には自宅療養者からの問い合わせに対し、具体的な避難先・避難方法等を伝えることが考えられる。

#### (2) 濃厚接触者

濃厚接触者についても、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことの重要性については従前のおりであるため、1(1)の例示を参考にすること。

### 2. 自宅療養者の避難先の検討・一般の避難所に避難した場合の留意点等について

自宅療養者の避難先については、これまで、「軽症者であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則ですが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まずは避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機して頂くことが考えられます」（Q&A（第3版））としているところであるが、これについては、全数把握の見直しによって変更するものではないため、従来の考え方を継続するものとする。

自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点としては、受付時の確認を徹底するとともに、Q&A（第3版）等を参考に、一般の避難者とは別の建物とすることが望ましいことや、同一建物の場合、動線を分け、専用の階段とスペース、専用のトイレが必要であること等に留意すること。

また、濃厚接触者が避難所に避難した場合の留意点としては、受付時の確認を徹底するとともに、Q&A（第3版）等を参考に、可能な限り個室管理とすることや、それが難しい場合は、専用のペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保すること等に留意すること。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

伊藤、内田、真鍋、毛利

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木、青木、木本

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

金川、杉原

TEL 03-3595-2257（直通）